

変わってきた鴨川下流域の姿

人間文化研究機構長
金田 章裕

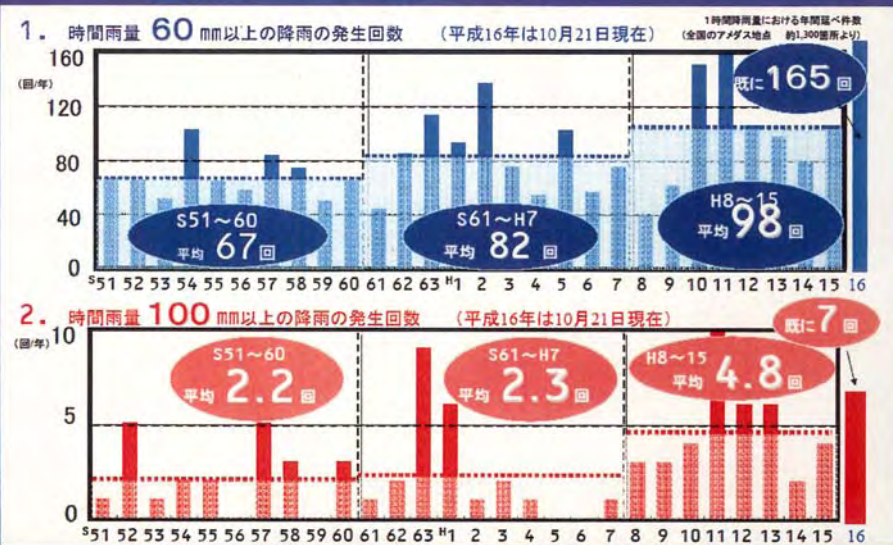
条例制定の背景1 鴨川の特徴

- 鴨川は、1200年の古都を流れ、様々な歴史の舞台となり、常に人々の生活と密接に関わり、世界に誇る京文化をはぐくんできた河川である。
- 現在、大都市の中心部にあって豊かな自然環境と清流が保たれている。
- 貴重なオープンスペースとして多くの人々に親しまれ、有数の観光資源となっている。

条例制定の背景2 鴨川の課題

- 局地的集中豪雨の頻発傾向による洪水危険性の増大, 河川環境悪化の懸念, 放置自転車など快適な利用を妨げる行為や景観の阻害が見られる。
- 沿川住民, 利用者, 事業者をはじめ多くの人々が関心を寄せ, 美化活動などの活動がなされ, また幅広い意見が府に寄せられている。

■頻発する集中豪雨



出典) 国土交通省ホームページ

京都府鴨川条例 (京都府条例第40号)

1 制定の理由

京都府民共有の財産である鴨川について、総合的治水対策の推進、良好な河川環境の保全及び快適な利用の確保を図ることにより、府民の安心・安全で快適な生活に寄与するため、京都府鴨川条例を制定するものである。

2 制定の内容

(1) 前文

鴨川の歴史と文化的価値を踏まえ、鴨川及びこれに合流する高野川(以下「鴨川等」という。)に関し、京都市と協調し、府民、事業者等と協働しつつ、安心・安全で良好かつ快適な河川環境を実現するための施策を推進し、もって府民の誇りである鴨川等を後世に引き継ぐことを目的とした。

(3) 安心・安全の確保

ア. 総合的治水対策の推進 (第6条関係)

災害防止及び被害の軽減のために府は京都市と協調して河川の適切な維持管理等の施策を推進することとした。

イ. 森林の保水機能の保全等 (第7条関係)

森林の所有者等は、森林の適切な利用及び保全に努めなければならないこととした。

(4) 良好な河川環境の保全

ア. 鴨川環境保全区域 (第8条～第12条関係)

ア) 知事は、鴨川等の清流を守るため河川区域への土石等の流入を防止する必要があると認めるときは、河川区域に隣接する一定の区域を鴨川環境保全区域として指定することができることとした。

イ) 鴨川環境保全区域内において土地の形状変更、工作物の新築等をしようとする者は知事の許可を受けなければならないこととした。

ウ)知事は、イの規定に違反した者及びその承継人等
に対し、行為の中止等を命じることができることとし
た。

エ)知事は、必要な限度において、許可を受けた者又
は行為の中止等を命じられた者から報告を徴し、職
員に立入検査をさせることができることとした。

オ)知事、その命じた者等は、鴨川環境保全区域に係
る調査のため、やむを得ない必要がある場合は、他
人の占有する土地に立ち入ることができることとし
た。

イ. 良好な景観の形成(第13条～第15条関係)

ア)府は、鴨川等において工作物を設置しようとする
ときは、鴨川等の良好な景観の形成に配慮すること
とし、その他の者についても、同様の配慮をするよう
努めなければならないこととした。

イ)知事は、鴨川納涼床に係る河川法に基づく許可の
審査基準を、良好な景観の形成に配慮して定める
こととした。

ウ)知事は、鴨川等のうち知事が別に定める区域に
隣接する土地において工作物を設置する者に対し、
鴨川等から望む良好な景観の形成に配慮するよう
要請することができることとした。

鴨川河川整備計画の基本理念(1)

- 我が国随一の歴史・文化を有する京都の発展を支え、人と水との関わりを培ってきた鴨川であり、その鴨川を巡る課題に適切に対応し、世界に誇る鴨川をより良い姿で未来に継承していくため、次の3つの観点を踏まえ、河川整備に取り組む。

鴨川河川整備計画の基本理念(2)

- I 安心・安全の鴨川をめざして
壊滅的な洪水被害から地域を守るため、ハード・ソフト一体となった治水対策を府市協調と府民協働のもと一層推進し、水害に強い地域社会の実現に向けた取り組みを展開する。
- II 千年の都・京都の美しい鴨川をめざして
「山紫水明」に象徴される鴨川を中心とした京都の美しい自然と景観を守り育てるため、良好な水辺環境と沿川景観の保全と創出に努めるとともに、流域における健全な水循環の保全と再生の観点からの取り組みを進める。
- III より一層多くの人々から親しまれる鴨川をめざして
平安遷都以来、京都のまちと人々の暮らしに密接に関わり続け、豊かな自然や優れた文化の育成など鴨川固有の魅力を社会全体で共有し、より多くの人々から親しまれ、安らぎを与える川として育てていく。

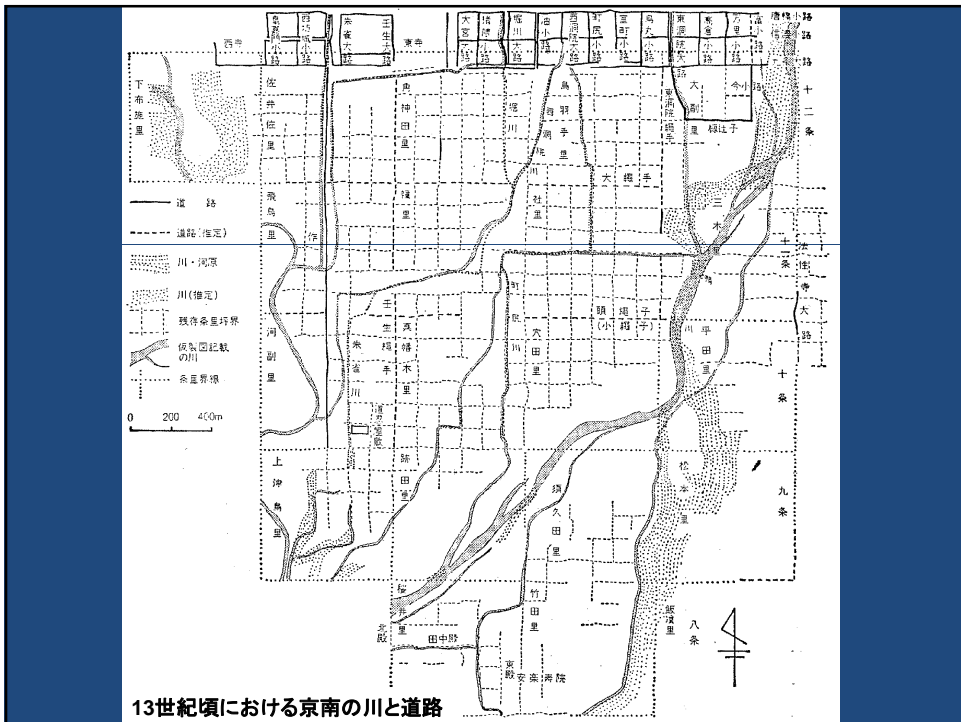
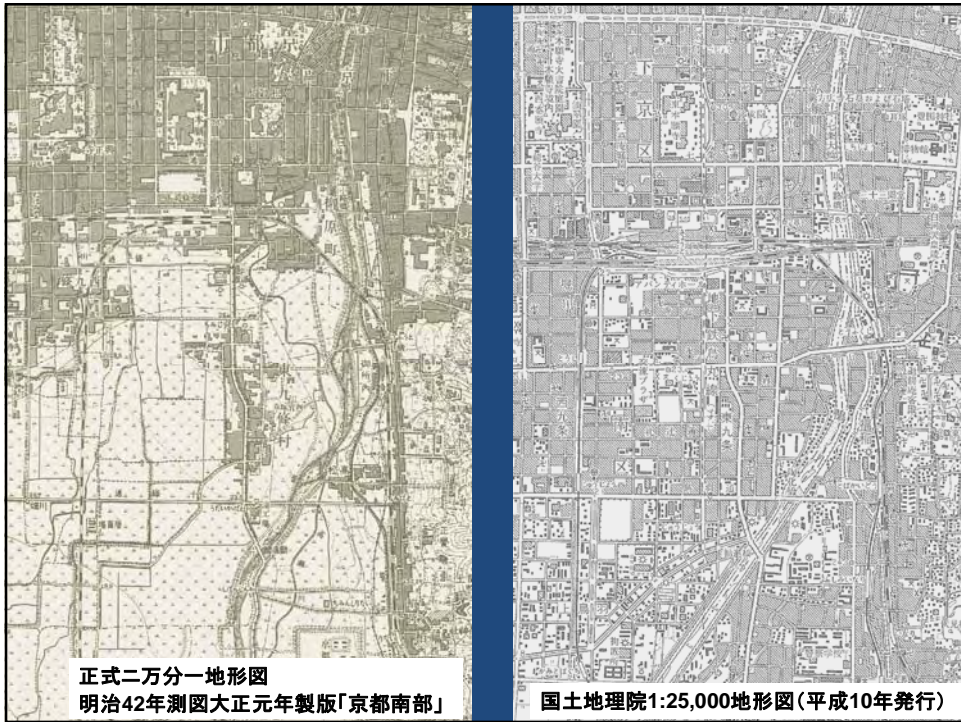
鴨川河川整備計画の内容

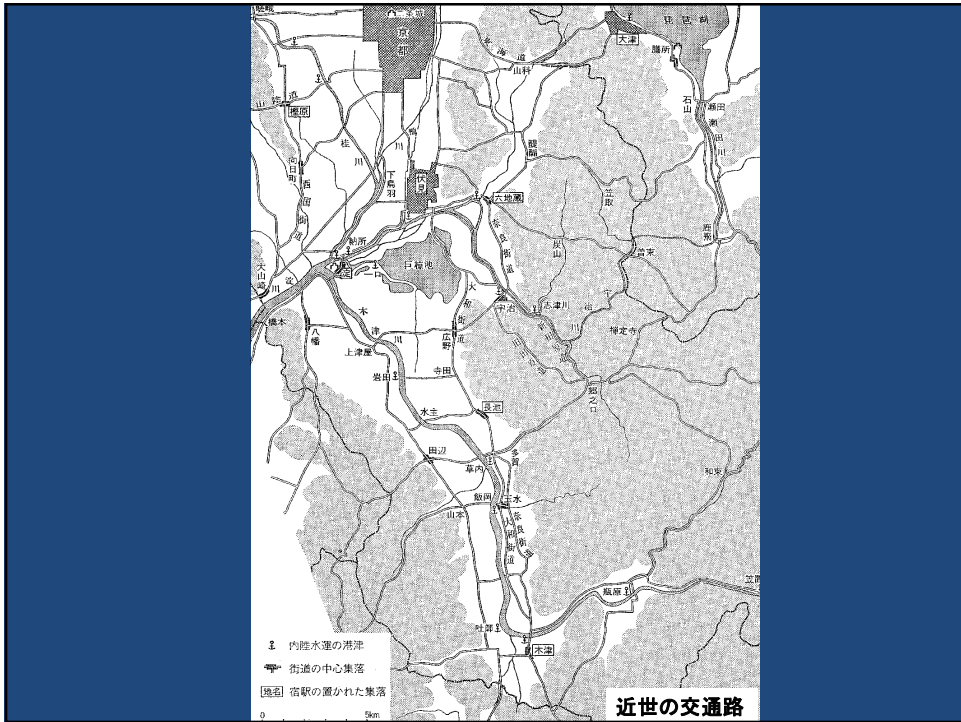
鴨川の今後30年間の整備の主な内容として

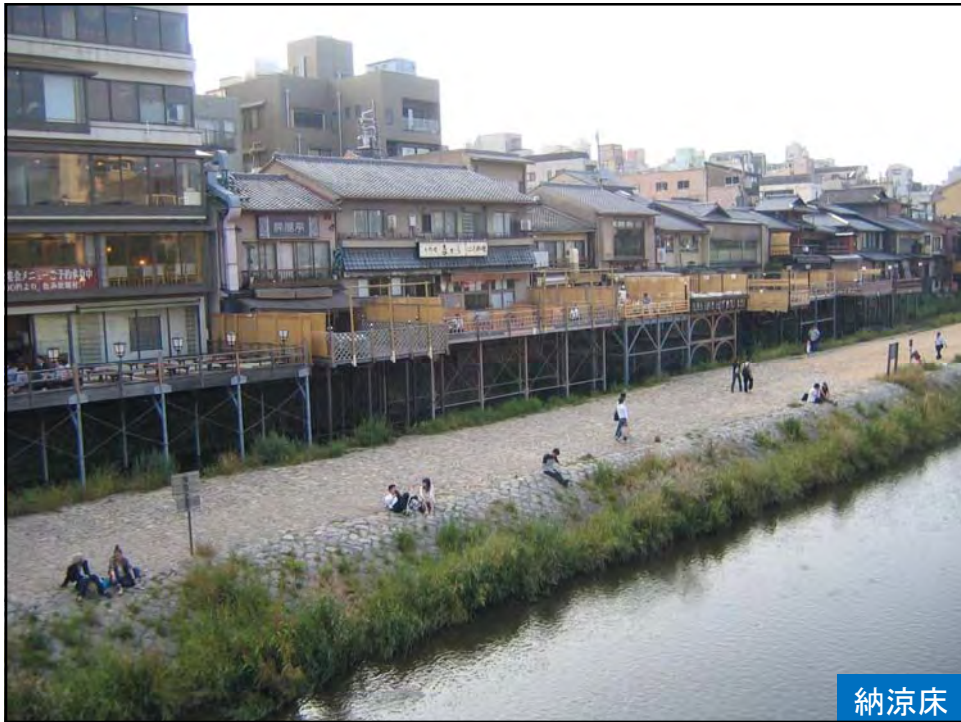
- 洪水による災害の発生の防止、軽減
(河川改修)
- 河川利用の拡大
(下流域の公共空間整備)

水辺の回廊整備・鴨川創造プランの概要

- 鴨川整備にあたって、府民のニーズの変化等を的確に把握し、優先度の高いものから効率的・重点的な整備を実施していくため、行動計画を策定
- 5年間の短期計画
- PDCA(計画、実行、評価、改善)サイクルのもとに施策を展開する
- 鴨川府民会議や学識者に、計画内容や工事実施状況などを評価していただき、整備を進める







納涼床



柗野右岸

■ 河川利用の状況



■ 鴨川の現況(下流)



国道1号線付近(下流から上流を望む)



桂川合流点付近(下流から上流を望む)



鴨川下流域の環境整備(1)

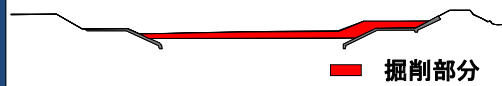
整備後前



整備後



整備横断図



鴨川下流域の環境整備(2)

西高瀬川不法占用箇所現地写真(グランデュール鴨川屋上から撮影)

